

ダムに関する説明（第20、21回委員会）についての委員からの意見

第21回委員会（5/16開催）以降、ダムに関する説明について、7件の意見が寄せられました。

（注：各部会に寄せられた意見のなかでダムに関係する意見も含めています。）

2003/05/16

谷田委員

コメント

1. 琵琶湖岸生態系の回復は、瀬田の運用（6月15日）の再検討が不可欠。今の提案では、コイ科の産卵期は増えない。湯水被害の軽減も少ないだろう。
2. 上記の見直しに伴う洪水ポテンシャルは本当に大きいのか、住民の同意が得られないという一刀両断はオカシイ。
3. 利水需要の見直しが、まったくされていない。いずれの計画も。
4. 高時川などの瀬切れをダムで解決することが、本当に生態系にやさしいのか？
5. ピワコアユ、ピワマスは琵琶湖資源としては減少していない。すなわち瀬切れは自然の振幅の中かもしれない。
6. 扇状地河川の天井川が瀬切れの原因、すなわち堤防を積み上げてきたのが主因。掘削や引堤の促進が本来の解決法である。
7. 高時川、姉川についてはまさに破堤を回避し、洪水を許容する治水計画の策定が必要と思われる。
8. 開発水量／ダム容量の比は重要なパラメーターであるが、これではダムの環境負荷を評価することはできない。
9. 丹生ダムについては、琵琶湖瀬田川の運用、亀岡の治水とも関連するので、流域全体で議論するほうが、委員会としても適切ではないか。
10. 委員会の規模（人数）が大きすぎて議論が深まらない。提言の最後の詰めのようなWGも必要になるのではないか。

ダムに係る河川管理者からの説明についての意見を送ります。

まずは重要と思う問題点のみの指摘にとどめます。

これら重要な問題点については個人的にばらばらと寄せるのではなく、委員会として整理してまとめてよせるべきであろうと考えます。

他の点についても意見はありますが、それはまたの機会におくらせていただきます。

それぞれのダム計画ごとにのべます。

丹生ダム、大戸川ダム

意見：琵琶湖の水位低下を抑制し環境改善に役立てるという建設理由についての根拠が薄弱である。

急激な水位低下が生態系に変化をもたらしたことを示す証拠が薄弱

- ・スライド 1-12 に示された漁獲量の推移は、洗堰の操作規則策定後（平成 4 年 = 1992 年以後）に漁獲量が激減したことを示していない。それ以後に激減したのはホンモロコのみ。

丹生ダムによる水位低下抑制の生物の生息環境改善効果の根拠が薄弱

- ・もっとも問題となるのは、洪水調節期への移行時の水位低下であると考えられているはずであり、その抑制にダムは有用ではない。
- ・水位低下抑制が期待できる時期が繁殖盛期をすぎた 7 月後半以降であり、クリティカルな時期をすぎている（たとえば、スライド 1-22 にあげられているデータは「7 月以降にも、ヨシ帯を利用していた魚もいた」という程度のことをしめしているようにしか見えない）。
- ・スライド 1-38 に示された沈水植物にとって水位低下が問題であるという証拠はあるのか？水位低下は光環境の改善をもたらし、かえって好都合ということはないのか？

天ヶ瀬ダム

質問：スライド 49、51 に瀬田川流下能力の限界を大きくしても、琵琶湖水位が+1.4m までならないと毎秒 1500t を流すことは不可能とある。このことを考えると、スライド 34 から 39 の琵琶湖の洪水改善効果のうち既往豪雨についての改善は、瀬田川の改修のみで達成できることではないのか。どこまでが瀬田川の改修のみで可能なことであり、どれは天ヶ瀬ダムの改修が伴わなければ無理なことなのかを明確にわかるように説明すべきでなかったのか？そうされなかったのはなぜか？

川上ダム

質問：今本委員が述べられたことの繰り返しであるが、破堤しない堤防ができればダムは不要という内容の説明であったと理解する。破堤しない堤防はできないのか？特に上野盆地の場合、遊水池の堤防となる部分が多く、強い流れがあたらないので破堤しにくいのではないかと想像するが間違いだろうか？

畑委員

今回の河川管理者からのダム関係の説明におきまして、比較検討対象として、水田畦畔のかさ上げが取り上げられています。

猪名川部会におきまして、何度か水田農地の治水上の効果や畦畔かさ上げによる貯留量増強策について述べてきましたが、当方としましては、ダムの代替案として議論しているものではなく、論点を説明しておく必要を感じましたので、以下で当方の考えております総合治水方策について述べさせていただきます。ご検討をいただければ幸いです。

本委員会ではあまり議論されていないようですが、現在、都市圏等で、大規模な地下放水トンネルが建設されており、寝屋川流域でも建設されていることはご承知の通りです。地下河川とも呼ばれるこれら地下貯留施設の事業費について確かなデータを持っておりませんが、50万 m^3 程度の貯留容量を確保するために、1,000億円(神田川)、或いは2,000億円(首都圏外郭放水路)にもものぼる事業額がweb上でも紹介されており、莫大な経費が投入されているように思われます。

一方、1,000haの農地でわずか10cmの貯留容量を洪水調節用に利用すれば、100万 m^3 の貯水容量が確保されます。20cmであれば200万 m^3 になりますが、このような貯水容量の利用で、上のような金額を農家の水田経営の支援に回すことができれば、1,000haの農地に1ha当り(1農家当り)1億円以上の支援をすることも可能になります。水田農地は地下水涵養や景観面等さまざまな効果を発揮していますが、米価の低迷等から生産継続が次第に難しくなってきました。洪水調節への協力を条件に、このような水田経営への支援がなされるなら、苦しんでいる稲作経営を一挙に立て直して、安定した米づくりと、ふる里の田園風景を少なくとも30年以上維持するのに十分な効果が期待できます。方法は考えなければなりませんが、これだけの支援ができれば、慣れ親しんできた田園風景が無くなるかもしれないというわれわれの心配や非常時の地域食料に関する不安は一気に解消されることにもなるでしょう。

治水問題でもそれぞれの担当部署の範囲内だけで処理しようとせず、他の分野の悩みにも思いを馳せ、協力の手を差し伸べながら、総合的な効果がより大きなものになるような方法を探ることが大切に思われます。総合治水対策でも浸透性舗装や地下貯留施設等の涙ぐましい努力は続けられていますが、水田の浸透性や貯留容量を確保することには従来余り積極的ではなかったのではないかととも思われます。その結果として、多くの水田や畑地が宅地等になり、今日、再び経費をかけて浸透性舗装や地下貯留施設建設等を進めて自然貯留機能の回復への投資が行われていますが、これらも農地の浸透性や面積に比べれば数値的には一桁も二桁も異なる効果しか得られないのではないのでしょうか。シカゴでの事例等を参考に始まった地下河川の建設も涙ぐましい努力の延長上にありますが、一般のダムと比べて格段に少ない貯留容量にもかかわらず事業費は膨大であり、本当に経済的に成り立つ方法なのだろうかとも考えてしまいます。

水田の貯留機能の活用は、この地下河川方式との対比で考えるべく提案しているものですが、この方式には以下のような特徴があります。

洪水を防ぐためには、先ず河川への流出量を減らす必要があり、豪雨期間中、最適な時期に田面水位を少し下げおくことで、上述のように1,000haの水田で100万 m^3 以上の流出量相当降雨を効果的に貯留することができます。

河川の疎通能力に余裕のあるときに、田面湛水を排水させれば、上の貯留容量を反復活用して豪雨による流出量を制御できます。

沈砂池等堆砂施設を完備できれば、ピーク時河川流量を農業用水路の通水容量に応じて低下させられます。

河川に水源をもつ農業用ため池群の利水容量を利用すれば、さらに治水のための容量を増やすことができます。

原理的に簡単な方法として畦畔の嵩上げを実施すれば、いっそう貯留容量の増加を図ることができます。

このような水管理操作のために、農作業との関係ほか検討しておかなければならない事項があり、中でも煩雑な水管理のためには農家や水管理を担当する土地改良区の全面的な協力を得る必要があります。しかし、水管理操作によるだけで、公共のために役立ち、それによって相応の水田経営支援が得られるのであれば、農家にとってはやり甲斐も感ぜられ、メリットも大きい作業になることでしょう。また、農家以外の流域住民にとって、地下河川等の建設に使用される税の一部を回してあげることで、農家を支えることができ、景観に優れた棚田の緑や田園の緑を守り、将来の危機に備えて食料の確保にもつながるのだということになれば、美しく安全な国土づくりのために、みんなが協力してもよいという気にもなってくるでしょう。そのこと以上に、このような水管理やその効果の確認作業を通して、流域住民が河川により深い関心を持ち、国民への思いやりある行政の取組みが実感できる仕掛けづくりも、国民に愛される河川行政のために大切なことのように思われます。

さらに大事なことは、本委員会で何度も出てきた「洪水の輪廻」を断ち切り、非計画的な開発の手から流域と河川を守るために、これ以上農地や林地を潰して流出量を増やすことに歯止めをかけなければ、洪水氾濫常襲の狭窄部上流ならずとも、洪水の危険がますます大きくなってしまいます。スーパー堤防の遠大な構想はあっても、現況の土地利用変化のままでは、そのような堤防が完備されるまでに、次の氾濫と被害拡大の危険はますます大きくなってきます。

農地、特にそこでの水田稲作は世界市場化の嵐の中でどこまで維持できるか、大変難しい時期にきており、都市におけるマンション群の乱立に見られるように、将来性も経済性も無視したかのような開発が進む、そういう時代的現象もあるだけに、農地についても歯止めが効かなくなることも考えられ、上記のような検討や対応は大変急がれている状況にあるか考えております。河川当局も大局的立場から、国を守る視点で、省庁の枠を超えた協力関係を築き、総合治水の中で農地等の働きや可能性を真剣に検討していくことが必要ではないかと考えております。この場合、縦割りではなく、役割分担という点から、農家や農地にかかわる工事等はそれぞれの長い経験を活かして各関係省庁で対応すべきであり、必要に応じて経費の省庁間の組み換えといった大胆な手法も、スムーズな事業の展開のためには必要になってくるものと思われます。

なお、追加的にもう一点について簡単に触れさせていただきます。猪名川銀橋の狭窄部のトンネル放水路案について第 21 回委員会で検討結果のご報告をいただきましたようですが、結果としては、銀橋上流と下流の A、B 両地点で洪水ピーク時間が同じであり、放水は無理との結論になっています。

この方法に関しては、既に猪名川部会で言及しましたように、B 地点での通水容量のわずかな余裕時間を利用する高度なゲート操作を伴う方法となりましようから、遊水池管理操作のように簡単な取り扱いは不可能でしょう。しかし、AB 地点間の洪水波の到達時間と A 地点での貯留容量を明確にとらえた、モニタリング操作あるいは自動制御プログラムに従えば、下流 B 地点の通水容量と現況流量との微妙な隙間を利用して、上流 A 地点の貯留水位或いは氾濫水位をより早く低下させることは可能と考えています。ただ、その低下量が必要な事業費に見合うだけの効果を発揮するか否かは別問題であることは、既に触れたつもりです。

西野委員

結論に至るまでに十分な科学的検討が行われたかどうか、疑問に思います。

残念ながら、提出されたデータは、必ずしも十分な科学的検討を行った上での結論ではないように思えます。

水位管理WGでも主張しましたように、夏期の低水位(6/15以降の)と、著しい水位低下の頻発化は、いずれも1992年以降の洗堰操作規則の変更によって生じた人為的な操作の結果であり、は人為的な操作に降雨量の減少という自然の影響が加わった結果です。生態系への影響軽減は、まずその原因である人為的操作を十分見直すことから始めるべきであり、それを十分検討せずしてダムにその解決を求めることには無理があります。また、説明資料を見る限り、ダムによって解消されると考えられる効果はの著しい水位低下の緩和にとどまり、によるコイ科魚類の産卵への悪影響が解消されるものではありません。そういう意味で丹生ダムが生態系への影響を十分緩和するとはいい難いと思います。

もう1点、気になるのはダムの放水等による琵琶湖水質への影響です。生物の活性が最も高くなる夏期に、琵琶湖と比べて富栄養であると考えられるダムの水を放水することが琵琶湖の水質にどう影響するのか、また冬期に琵琶湖に流入する融雪水量がどの程度低下し、深底部への酸素供給にどの程度影響するのかについても、十分な科学的検討が求められます。

整備計画策定に向けての説明資料に関する意見

1. 「提言」の趣旨と「第1稿」の位置づけ、「ダム計画の見直し案」について
 - ◆ 利水、治水を目的とし、結果的にもたらされる環境への影響評価を判断の材料に加える、というのがこれまでの河川整備計画基本的な考え方であった。改正河川法は、利水、治水とともに新たに「河川環境の整備と保全」を河川行政のなかに明確に位置づけ、とくに河川生態系の保全と回復を目標とすることにした。それを実現するために、計画の策定プロセス自体に根本的な変革をもたらす「理念の転換」が必要であるというのが「提言」の趣旨であった。
 - ◆ しかし、「第1稿」には利水における水需要の精査、治水技術の幅広い検討などが含まれておらず、「河川環境・生態系」の保全を利水、治水と併せて目標とする計画の全体について委員会として十分議論できていない。現時点で「実施」、「検討」を個別的に議論出来るものについては、テーマ部会で先行的に議論することになっており、環境・利用部会においても「環境・生態系」の保全に関する検討が一定の進捗を見せている。
 - ◆ 今回新たにダム計画の見直し案説明資料が追加提示されたが、上記と同じ理由で環境・利水、治水と併せて目標とする計画の全体について議論することができない。従って、以下では琵琶湖の「環境・生態系」の保全にかかる記述が上記の「理念の転換」に沿ったものになっているか否かを含め、いくつか重要と思われる点についてのみとりあえず整理してみる。
2. 琵琶湖の「環境・生態系」の保全を目的とすること¹
 - ◆ 「見直し案」は、「環境・生態系」の保全を、利水・治水とともに重要な目標に掲げており、一般論として、これは「提言」の趣旨に沿うものと考えられる。ただ、現時点での記述は、「環境・生態系」の保全をダム計画推進の最も重要な要因とする記述となっているため、達成し得る保全を効果や起こり得るマイナスの影響の評価については特に慎重かつ十分な検討が必要と思われる。
 - ◆ 上記の検討では、効果の検証や影響の評価をめぐる不確定性への配慮や科学的根拠の確立を含め、どの様な判断をすべきかが大きなポイントとなる。とくに、効果の検証については代替的手段の採用を含めた費用対効果の検討が、影響の評価についてはそれが一過性のものか永続的・非可逆的なものかなどについて幅広い検証と検討が必要となると考える。
 - ◆ 以下、いくつか具体的な課題を示す。まず、琵琶湖の「環境・生態系」全般的保全についてである。今回提示された「見直し案」では、湖岸生態系の保全、瀬切れ防止などに貯水容量を生かすことが出来としているものの、流域全体（流入河川の集水域、流入河川とそれが直接間接影響を及ぼす湖岸域一体、湖内全域、湖底全域、流出河川群とその流下過程など）に関する視点が希薄の様に思われる。今後、琵琶湖の「環境・生態系」全般の保全との関係を更に明確にしていく必要があると思われる。
 - ◆ 今回提示された「見直し案」の主要な部分が、ダムの貯水効果を活用した水位の調整による湖岸生態系の保全に割かれ、実現可能な最大水位調整幅が示されているが、気象要

因との関係を含め、貯水量などによる水位変動の幅、湖岸生態系の保全効果を具体的にどの様に評価すべきか、あるいはすることが出来るのかについてより詳細な考え方を示して頂きたい。

- ◆ 湖岸生態系の保全は、ダムの貯水効果を活用した水位の調整のみならず、関連する他の要因（湖岸形態の改変、流入河川河口域の形状の改変、湖変遷移領域の自然生態系機能の回復）を含めた幅広い検討が必要と思われる。それらを含めた包括的な検討の中でダムの貯水効果やその費用便益をどの程度見積もるかが課題となると思われる。
- ◆ 河川整備が目的とする「環境・生態系」の保全は上記の琵琶湖流域全体について求められており、湖岸生態系の保全はその一部でしかない。河川整備計画は、総じて琵琶湖を含めた（治水・利水に加えて）河川（湖沼）環境の改善を目的とするわけだから、仮に貯水効果の活用が望ましいとしても、その規模や範囲はそれら全ての検討の結果決まるもので、現在見直しをすることになっている利水規模をそのまま検討の前提とするには無理がある。
- ◆ 総じて河川（湖沼）環境・生態系の保全を目的とする以上、「環境・生態系」の保全はマイナスの影響も含めて全て計画目的の枠の中に含めるべきで、すでに別の理由で目的を限定し（例えば治水・利水目的の達成、あるいは治水・利水・湖岸生態系の保全目的の達成）、その環境影響評価を判断の根拠とするのでは理念の転換とならない。たとえば、集水域の森林帯や湖内、湖底環境も湖岸生態系と同様に保全すべき目的の中に含めるべきで、湖岸生態系は「主（保全の対象）」、森林帯や湖内、湖底環境は「従（結果的に引き起こされる影響）」とする理屈は成り立たないのではないかと。これら全てを含めた「環境・生態系」を保全目的に含めることによって計画の幅が広がり、選択肢も多様になるのではないかと。

3. 「見直し案」の琵琶湖環境・生態系保全の視点について

- ◆ ヨシ群落、魚の産卵環境、植生、底生生物の生息環境、固有種の絶滅などについては他の委員の意見を踏まえ、必要があれば後ほど補足したい。
- ◆ 「丹生ダムが下流河川及び琵琶湖に及ぼす影響」の記述をめぐっては以下の点について更に調査・検討をお願いしたい。
- ◆ 姉川の融雪出水と溶存酸素変化について
 - 今回の「見直し案」は、環境白書のデータに基づいて融雪出水量と秋・冬季底層溶存酸素の低下との関係が見られず、深底部への溶存酸素の供給の大半は大循環によるもので融雪出水は大きな要因とならないと結論付ける一方、追加調査とデータの蓄積が必要であるとしている。
 - しかし、溶存酸素データ獲得の時期、測定地点、測定深、測定頻度などがその解釈を左右する重要な要因となるため、一般論として、示された環境白書データに大きく依存する記述をそのまま受け入れることは難しい。また、姉川から流入した河川水の流向・流速ベクトルについても平成14年3月28日の1回の調査結果だけであるから、融雪出水の貫入は無い筈だとする結論を受け入れることも難しい。むしろ結論は、ダム建設が湖底環境に大きな影響をもたらさないということではなく、現象の把握が不十分であるため追加調査とデータの蓄積を進めなければならない、ということではないか。
 - とくに、琵琶湖の湖底環境ここ20年ほどの間に大きく変化し、湖底の還元状態の進行と深底部の物理・化学・生物現象を懸念させる実態調査の知見も報告されている。ダム建設による溶存酸素供給量の低下とそれが引き起こす湖底環境の更なる悪化が

深刻なものとなり得ないとするに足る科学的な判断を導き出すためには、そういった情報を幅広く判断の材料とするとともに本格的なデータの収集に取り組む必要があると考えるがどうか。

- 低酸素化が進行しているのが深底部だとすれば、姉川から供給される月最大溶存酸素量と琵琶湖全体の溶存酸素量を比較する意味はあまり無いように思うが？
- また、ダムの水質が長期的に琵琶湖の水質、生態系に及ぼす影響に関する検討結果については、データの公開を含めて幅広い情報の提示をお願いしたい。

¹ 今後進められる、利水、治水を含めた計画全体の議論の中に反映されるべきものとする。

寺川委員

4.6.3 ダムの整備方針 (4) 丹生ダム

- ・ 5つのダム見直し案全体についても、代替案を検討した形にしているが、河川法改正に基づき提言が示した新たな河川整備の理念、新たな河川整備計画のあり方を反映した見直し案とは言い難い内容である。丹生ダムについても同様である。
- ・ 特に、新たに加わった環境と住民意見の反映については、検討がきわめて不十分である。
- ・ ダム計画については、提言4 - 6でそのあり方を述べているが、「原則として建設しない」というのが委員会の中心であり、その重い意味を受け止めれば安易にダム計画が有効との結論は出せないはずである。
- ・ ダム計画においては、徹底した情報公開と説明責任果たさなければならない事項として5項目を示しているが、その中の自然環境への影響・改善策と、自然環境の価値を考慮した経済性についてはほとんど触れられていない。
- ・ ダムの目的を大幅に変更することによって建設の必要性を論じているが、その根拠と、それに伴う財政負担の移動など目的変更は簡単ではなく、むしろ建設目的を失ったことになりその意味の方が大きい。
- ・ 各ダムそれぞれに、代替案は費用がかさみ住民の理解が得られないと結論づけているが、ダム計画の費用がどれくらいかかるかさえ示せないのに、どうしてダムが有効といえるのか疑問であり、住民の理解が得られないとする根拠がきわめて希薄である。ちなみに、ダム事業費は当初金額を大幅に上回るのが常識で、日奈知ダム当初500億円が完成時952億円、日吉ダム当初1200億円が完成時1836億円(ダムに関する説明資料 治水部会20,21より)で、この方が住民の理解が得られない。
- ・ 水位操作を固定的に考えているが、利水が出ていないのに放流量が決められるのか極めて疑問である。
- ・ 治水対策として、破堤の危険箇所も示さず、堤防強化策の検討がまったく考えられていない。
- ・ 丹生ダム予定地の自然度は高く、ダム計画の見直し参考資料(丹生1~29)に載せているが、イヌワシ、クマタカなど重要な種が生息している。ダム計画はそれらの種に多大な影響を与える事が考えられるが、過去にも有効な対策は聞いたことが無い。すなわち、それらの種を失う事になる。
- ・ 姉川水系における滋賀県の治水の考え方(説明資料第4編30)で、ダムが最も有効としているが、その根拠は過去の検討手法によるもので、環境と住民意見はまったく反映されていない。さらに、ここでも「淡海の川づくり検討委員会」での議論が述べられており、流域委員会と合同で議論する事が有効である。
- ・ 丹生ダムが、琵琶湖の急速な水位低下抑制による環境改善と、姉川・高時川環境改善のための水量を確保するとしているが、この主張は信じられない。
そもそも、ダム湖の水は汚濁水であり、この水が環境改善に役立つと言えるのは、よほど汚い水が貯留している水溜まりにそそぐというのであればまだ分かるが、きれいな琵琶湖の北湖に注ぐのである。だし平ダムの放流がどのような悲惨な結果を招いたか記憶に新しいが、丹生ダムの貯留水を一気に放流すれば、環境改善どころか琵琶湖全体を汚す事になると考えるのがまともである。
- ・ 水質について、この重要な問題がこれからの検討課題となっている。(説明資料第4編

41) 今回の提言では、水質について重視する方向を明確にしており、この面での検討を抜きにして、量だけでダム計画を評価することはできない。

- ・琵琶湖の溶存酸素が年々低下してきている事が問題になっている。冬の雪解け水が湖底に溶存酸素を送り込んで、琵琶湖の水質を生き返らせているように聞いているが、説明資料第4編 37～41では、姉川からの溶存酸素供給量はわずかだから大したことはないように説明されている。

この説明も非常にいい加減な調査と説明と言わざるを得ない。資料そのものの信憑性も確認する必要があるが、このような大事な事をこの程度の資料と説明で納得できるわけが無い。

資料では姉川からの溶存酸素は最大月で約1,300tでありわずかである(第4編-40)。と記しているが、しかし、こうした蓄積が琵琶湖の溶存酸素を維持しているのではないのか。ダム計画は丹生ダムだけではなく、県の治水ダムとして姉川ダムが完成したほか、芹川の来栖ダム、安曇川の北川第1、第2ダム計画が進められている。こうしたダムが完成したときどのような事が起るかまったく検討されていない。自分のことさえ見ていないのである。周りの状況もしっかり見たうえで溶存酸素ほか琵琶湖の環境を十分調査・検討した上で正確に評価すべきである。

- ・まだまだ各項目で指摘したい事はあるが、今後議論していきたい。
- ・最後のまとめで、水位低下の抑止策、河川生態系再生、洪水対策の3点から丹生ダムの建設が有効としているが、上記の問題点や疑問が多くあり、いずれも検討不十分で有効といえない。

また、今後の調査・検討とされた事項について、の利水について、早急な水需要の精査・確認がある。遅れているが、利水が丹生ダムの主要な建設目的である。今回、その中心目的が水位低下にすりかえられている。利水の予測・計画こそ早く出すべきであり、他の目的と並行して議論を行わない事にはまともな検討ができない。

細川委員

- ・余野川ダムの下流部の浸水被害の軽減については、余野川の下流地域は猪名川本川の影響が大きく、余野川ダムの治水効果は少ないので、堤防強化を優先すべきだという話をすでに猪名川部会でしたはずです。いまさら治水効果を取りたててあげるのは、おかしいと思います。
- ・ダムワーキングでは、ダムによる水質の悪化、下流の生態系への影響が大きな問題になっていました。水質について吉田委員から一庫ダムの問題を伺っただけで、余野川ダムができた場合、どんな変化が予想されるのか、他部会の先生方からもっとご助言いただき検討する必要があると思います。
- ・一庫ダムの利水は下流では農業用水が主です。農業用水の需要の実態を調べることにし、余野川ダムへの振り替えを考えるべきではないと思います。
- ・ある尼崎市議のニュースレターによると阪神水道企業団は余野川ダム、丹生ダムから撤退の意向だとか。真偽のほどは？
- ・猪名川流域では規制を含む土地利用誘導の対策が急がれますが、法案が国会で通ったようですが、施行後、どんな対策をお考えでしょうか。どんなことが可能になるのか知りたいです。
- ・多田地区を訪ねたとき、「前の浸水の原因は、上流のため池がなくなったせいではないか」とおっしゃる方がおられました。多田地区の浸水対策は、一庫ダムの治水容量を増やすことだけで足りるのかももっと調べる必要があるのではないですか。
- ・多田で浸水するから下流は破堤しないで済んでいる部分もあるのでは？一庫ダムの治水容量を増やして、浸水を防ごうとすれば、下流の被害ポテンシャルは上がりませんか。